

～「出生後休業支援給付金」について～

Q 「出生後休業支援給付金」について教えてください。

A 雇用保険給付の一つとして令和7年4月に「出生後休業支援給付金」が新たに創設されました。

この給付金は、子の出生直後という特に育児支援が必要な時期に安心して休業を取得できる環境を整えることを目的とした制度です。

とりわけ、男性の育児参加を後押しし、産後パパ育休（出生時育児休業）の取得を実質的に促進する点に大きな狙いがあります。

これまで産後パパ育休では、「出生時育児休業給付金」として賃金の67%相当が支給されていましたが、収入減少による家計への影響を理由に育児休業の取得をためらうケースも少なくありませんでした。

出生後休業支援給付金は、こうした課題を踏まえ、一定の要件を満たす場合に従来の給付に上乗せして支給される形で支給され、休業中の所得補償をより手厚くする制度です。

これにより、共働き世帯を中心に出生直後から父親が育児に専念しやすい環境が整えられます。

対象となるのは、父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内に両親とも14日以上の子育て休業（出生時育児休業を含む）を取得した雇用保険被保険者です。この場合、「育児休業給付金（賃金の67%相当）」に上乗せして、「出生後休業支援給付金（賃金の13%相当）」が最大28日間支給されます。

なお、ひとり親世帯や配偶者が無職などの理由により育児休業を取得できない場合には、配偶者の育児休業取得を要件としない取扱いも設けられています。

この場合、配偶者が育児休業を取得できない理由を申告することで、本人が14日以上の子育て休業を取得すれば、「出生後休業支援給付金」を受給することが可能です。

＼共働き・共育て応援！／ 育児休業を取得される方へ

2025年4月から 出生後休業支援給付 制度が始まっています



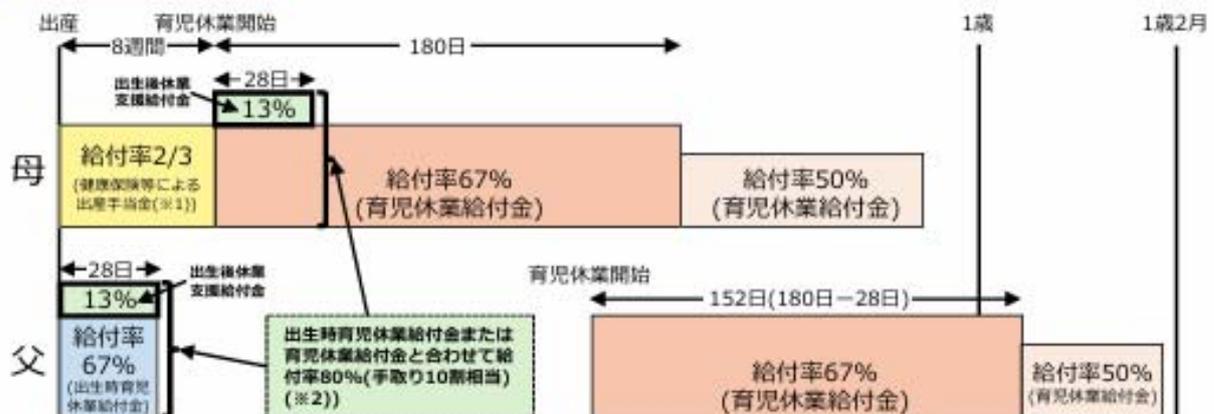
夫婦ともに14日以上の子育て休業を取得すると、
最大28日間、出生後休業支援給付金(給付率13%)が受け取れます。
通常の育児休業給付(給付率67%)と合わせて、**手取り10割相当(給付率80%)**となります。

「出生後休業支援給付金^注」を受け取るには・・・

- 父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内に14日以上の子育て休業を取得する必要があります。
- 配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、本人のみの育児休業取得で受け取ることができます。
- 勤務先を経由して、ハローワークに申請書を提出する必要があります。

(注)育児休業を取得される方が雇用保険の被保険者である場合に給付の対象となります。

支給額のイメージ ※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金については、ハローワークが取り扱う制度ではありません。詳しく知りたい方は、健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は中出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。

また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。

ただし、支給額には一定の上限がありますのでご注意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

本制度の利用や申請については、勤務先の担当窓口(人事部(課)など)にご相談ください
～ 本制度について、さらに詳しく知りたい方は、厚生労働省ホームページへ～

